

令和５年度 公文書開示（７月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R5. 5. 23	R5. 7. 21	神宮外苑地区市街地再開発事業 環境アセス 審議会について	1	1														環境局 総務部 環境政策課	
2	R5. 5. 23	R5. 7. 21	・〇〇（法人）から都に提出された令和5年1 月29日付緊急要請 ・〇〇（法人）から都に提出された令和5年2 月20日付要請 ・〇〇（法人）から都に送付された令和5年3 月31日付「書類送付のご案内」 ・〇〇（法人）から都に提出された令和5年3 月29日付神宮外苑地区再開発計画の見直しを 求める声明 ・〇〇（法人）から都に提出された令和5年3 月29日付緊急要請 ・〇〇（法人）から都に提出された令和5年3 月6日付「秩父宮ラグビー場の移転により破 壊される「神宮外苑霞ヶ丘門」の保全に関す る要請書」 ・〇〇（法人）から都に提出された令和5年3 月6日付「秩父宮ラグビー場の移転により生 じる歩行者通行の安全性に関する検証と廃止 される区道沿いの樹木伐採の保留に関する要 請」 ・〇〇（法人）から都に提出された令和5年4 月24日付緊急要請 ・〇〇（法人）から都に送付された令和5年4 月24日の記者会見のお知らせ ・令和5年4月20日に〇〇（法人）から都に送 信されたメール ・令和5年4月21日に〇〇（法人）から都に送 信されたメール ・令和5年4月20日に〇〇（法人）から都に送 信されたメール	147	1														環境局 総務部 環境政策課	
3	R5. 5. 23	R5. 7. 21	・令和5年4月20日に〇〇（法人）から都に送 信されたメール ・令和5年4月21日に〇〇（法人）から都に送 信されたメール ・令和5年4月20日に〇〇（法人）から都に送 信されたメール	7	1					1				1				別紙 1 のとおり	環境局 総務部 環境政策課	

開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由

No.	件名	開示しない部分	開示しないこととする根拠規定	当該規定を適用する理由
1	令和5年4月20日に 〇〇（法人）から 都に送信された メール	個人のメールアドレス、 差出人の情報のうち 不開示とした部分	条例第7条第2号	個人に関する情報で特定の 個人を識別できるもの（他 の情報と照合することによ り、特定の個人を識別する ことができることとなるも のを含む。）であるため。
2	令和5年4月21日に 〇〇（法人）から 都に送信された メール	個人のメールアドレス、 差出人の情報のうち 不開示とした部分	条例第7条第2号	個人に関する情報で特定の 個人を識別できるもの（他 の情報と照合することによ り、特定の個人を識別する ことができることとなるも のを含む。）であるため。
		宛先の個人名（〇〇 （法人）委員長名及び 東京都職員を除く）	条例第7条第2号	個人に関する情報で特定の 個人を識別できるものであ るため。
		東京都職員のメールア ドレス	条例第7条第6号	公にすることにより、本来 の業務目的以外のメールが 送付され、事務の適正な遂 行に支障を及ぼすおそれが あるため。
3	令和5年5月11日に 〇〇（法人）から 都に送信された メール	個人のメールアドレス、 差出人の情報のうち 不開示とした部分	条例第7条第2号	個人に関する情報で特定の 個人を識別できるもの（他 の情報と照合することによ り、特定の個人を識別する ことができることとなるも のを含む。）であるため。